

公益社団法人及び NPO 法人が自主ルールで発行される技能証は、**認証**イントラが「**法律違反の道具**（無線）」を使った「無線誘導による訓練」にも発行される。

【アマチュア無線の基本を無視した「不正の業務使用」が全国へ蔓延した】

公益法人の**コンプライアンス**がない。長年（20年以上）、適正な無線利用推進の「**弊害**」となっている。



● 郵政省補助金交付決定 『JHF スカイレジャー専用無線機の利用によるスカイスポーツの安全対策と活性化』

95年より3年越しに申請していた表記の JHF 事業に対して、郵政省より補助金が交付されることになりました。

私たちのスカイスポーツには無線機の使用は不可欠ですが、郵政省ではスカイレジャー専用の無線波を一波だけ許可しています。

JHF では社団化に伴い、合法的な無線の使用について、電波監理局と相談を続けてきましたが、大会やスクーリングには合法的にスカイレジャー専用波の利用が適当とされました。

JHF は、社団化に伴い、合法的な無線の使用について、電波監理局と相談を続けてきましたが、大会やスクーリングには合法的にスカイレジャー専用波の利用が適当とされました。

【普及に努力しなかった】



寄付金配分決定通知を受け取る川添副会長。

川添副会長＝元 JHF 会長
：現 NPO 法人 J P A 顧問

関東総通局（電波行政）を無視

99年までの無線機は・・・？

【アマチュア無線の運用について】

・・・ JHF-HP : 2005/8/31付

最近、**無免許**でアマチュア無線を使いながらフライトすることについて、当局からの注意勧告がありました。

＜不法電波は犯罪です＞

愛好者の皆さんはまず**アマチュア無線**の免許を取得し、法令範囲内で適切な運用を行ってください。

また、JHF の公認／後援大会では、必ず**スカイレジャー無線**を使用してください。

他スカイレジャー業務の無線は・・・？

■大会参加のパイロットの皆様へ

(NPO 法人日本パラグライダー協会) : 2005/8

この度は、J P A の大会へのご参加誠にありがとうございます。

このたび、総務省・関東総合通信局・電波管理部との話し合いにより、大会における無線の使用は**業務目的**との解釈・指摘を受け、アマチュア無線の大会での使用は不可能となりました。

悪質・集団による業務使用

悪質な業界、2005年に業界団体（技能証発行機関）は

「寛大な注意」のため**適正な無線利用**と成らなかった。

パラ業界で初めて受けた**行政指導**、行政指導の重要性を理解せず、対岸の火事のごとく処理した**社団法人**（業者連盟）、**2011年に持越しとなった**。

中国総通局・平成17年度の混信・電磁障害申告状況

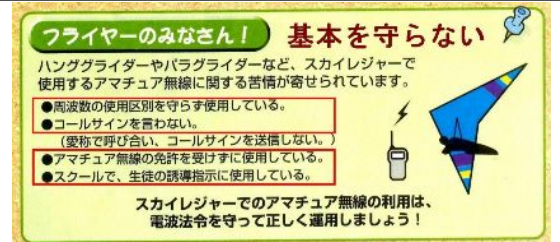
<http://www.cbt.go.jp/hodo/2006dr035-1.html> : H18.05.16 報道

＜2006年のことで削除された＞

混信等申告及び措置の事例

（行政指導）

管内で開催されるハングライダーやパラグライダー大会等にアマチュア無線が利用されることが多く、このためアマチュア局の目的外通信等の申告があり、当局では各県のハングライダー連盟・スクール等に**訪問し**、アマチュア局の適正利用やハングライダー等への利用を目的とした**スカイレジャー用無線局**の開設・利用を指導している。



近畿総合通信局：2008年



九州総合通信局：2006年

空の上では無線が大切な命綱

スクール業者は訓練生（お客さん）に対して**電波法違反**を教唆した

ビギナーのターンの練習は、インストラクターの誘導で練習しましょう。無線誘導の場合、無線トラブルで誘導が聞こえず、パニックに陥るといこともしばしば。日頃から無線機に関心を持ち、4級アマチュア無線の免許を取り、無線の取扱いに手慣れていることが、大切な命を守ることに繋がります。また、無線機は、ツリーランなど不慮の事態に至った時にもコンタクトできる唯一の手段だということも頭に入れて、常に携帯しておくこと。

＜アマチュア無線界で「不正な商売」は禁止です＞

悪質、集団で業務（営利）使用する業界の体質



エリア管理

三位一体共同作戦（スクール、業界団体、会員）で
適正な無線利用の推進（公共の電波の有効活用）

総務省は、簡易無線のデジタル化で「上空移動可」
と規制緩和しこの無線機の使用を薦めている



携帯型デジタル簡易無線

（上空で使用できる無線機）



J P A 会員の皆様へ

日本パラグライダー協会では、**デジタル航空無線**（上空で使用できる無線機）の使用をお勧めいたします。
日頃のフライトやスクール業務などでも使用できます。

デジタル航空無線は地上同士もとより、**地上と上空及び上空同士**でも使用することが出来ます。

GPS 付簡易無線機はルールを正しく守って使いましょう！

陸上専用無線機



正会員 & 会員が参加する

「スカイレジャー業務」

= アマチュア無線でない

1. 無線誘導による練習生の訓練
2. イントラ & パイロットクラスの研修会（SIV トレーニングを含む）
3. パイロット相手のエリア管理（安全管理）
4. スクール連絡用（業務連絡）（地上スタッフの連絡、送迎車の段取り等）
5. 競技大会、イベント等の事務局運営
6. 訓練生の大会（無線誘導）
7. クロカン時の無線による支援
8. 日常、安全・緊急に備えて携帯する。（安全管理）
9. パイロット個人使用の情報交換（スカイレジャー業務）



J H F デジタル無線機を貸出中

＜JHF レポート 194 号 2011 年 6 月 1 日発行＞

パラグライディングやハンググライディングスクールの業務

でアマチュア無線機を使用することは違法です。＜会員が参加している＞

＜法律違反の道具を使った場合は技能証を発行停止と

明記あれば歴史が変わる、NPO 法人 J P A へ鞍替えする？＞

公益社団法人となり責任が重い



免許が不要な**特定小電力無線機**は出力が小さく、空域が広いエリアでは電波が届かないということも起こってしまいます。

陸上専用無線機

違法

- ・地上と上空
- ・上空同士

携帯電話も
陸上無線機

業務仕様機：¥ 3 万

悪質、2010/8 業務無線販売店より小電力無線は陸上無線機とアドバイスを受けたが臭いものに蓋をした、体質？



合法無線機兄弟

また、従来の**アナログ方式スカイレジャー無線機**（465.1875MHz）は、使用に際してエリアに無線従事者の免許を持っているスタッフがいることが条件になります。現在発売されている**デジタル方式のスカイレジャー無線機**は、使用に免許は不要です。上空での発信が可能で、出力1W、5チャンネルに対して511通りのユーザーコードの設定ができ、ユーザーコードを変えることで混信もなくなります。デジタル化されて音質がクリアになったというメリットもあります。

J H F では、販売代理店のご厚意により、この**デジタル方式のスカイレジャー無線機**を、会員の皆様に貸出しています。

5 台まで。貸出料は無料。ぜひお試しください。：2010.4.2；一年以上経過した。

<http://jhf.hangpara.or.jp/support/info/2010/20100402.html>

なお、アナログ方式のスカイレジャー無線機は、2022 年 11 月 30 日をもって使用できなくなります。

今後購入予定の方は、デジタル方式のスカイレジャー無線機を検討してはいかがでしょうか。

貸出をご希望の方は、代表者の方のお名前、フライヤー会員No.等をJHF 事務局までご連絡ください。

